

事業者各位

主催 大阪西労働基準協会

「新入社員安全衛生教育」のご案内

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、各社におかれましては新年度を迎えるにあたり、新しく社員を採用されることと存じます。

この度、大阪西労働基準協会では、労働安全衛生法第59条の規定に基づき新入社員を対象とする安全衛生教育を下記のとおり実施致します。

つきましては、新入社員研修プログラムの一つとして、この講習をご活用いただきますようご案内致します。

敬白

記

- 日 時 平成21年5月8日(金) 13時30分～16時30分
- 場 所 大正産業会館 大阪市大正区泉尾1-27-16 TEL 6552-6661
JR環状線及び地下鉄「大正」駅から南へ徒歩約10分
(駐車場はありません)
- 内 容
- | | | | |
|---|---------------|-------------------|----------|
| 1 | あいさつ | 大阪西労働基準協会 安全部会長 | 飯塚 育生 |
| 2 | 産業安全基礎教育 | トータルコンサル&カウンセセル代表 | 谷口 恒夫 講師 |
| 3 | 労働衛生基礎教育 | " | " |
| 4 | 危険予知訓練(KYT)実習 | 大阪労働局 労働災害防止指導員 | 戸梶 純司 講師 |
- 受講料 西工業会会員事業場 1名 ¥4,025 非会員事業場 1名 ¥5,025 (いずれも弁代を含む。)
- 定 員 100名(定員になり次第申込受付を締め切ります。)
- 締 切 り 平成21年5月1日(金)(定員になり次第申込受付を締め切ります。)
- 申込方法 下記の申込書に所要事項を記入のうえ、受講料を添えて西工業会にお申込みください。
申込みは、郵送・FAX(6582-2645)でも結構です。
なお、西工業会への受講料納入は、銀行振込(阿波銀行 西大阪支店(普通)251057:口座名 社団法人 西工業会)でも結構です。
- そ の 他 事業場宛に新入社員安全衛生教育修了証を交付いたします。
講習日前7日以降の取り消し及び欠席者の払い込み受講料は原則として返金できませんので他の適任者と交代されますことをお勧めいたします。
お問い合わせ等は、(社)西工業会(TEL 6582-0910)までお願いします。

新入社員安全衛生教育受講申込書

受付番号	氏 名	生 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日

(注) 欄は記入しないでください。記入欄不足の場合は別紙にてお願いします。

上記のとおり申し込みます。(「受講票」をお送りいたします。)

平成21年 月 日

事業場名

所在地 〒

TEL () -

連絡担当者氏名

新入社員安全衛生教育を受講させましょう

新入社員などの若年層の労働者は、業務に関する知識や経験が十分でないために労働災害の発生率が高くなっています。(図参照)

このため、労働安全衛生法第59条では、事業の業種や規模を問わず全ての事業者が労働者を雇い入れたときは、従事する業務に関する安全衛生教育を行わなければならないと定めています。

新しい環境の中で、快適な職場生活をおくるためには、その基本となるのが、働く現場での日々の安全衛生です。生活の基盤となる職場で、ケガをしたり病気になるようなことがあってはなりません。

そこで、大阪西労働基準協会では、新入社員を対象に専門家による安全衛生教育を実施いたします。大切な人材を育成するための教育の一つとして、是非この機会に新入社員安全衛生教育を受講させてください。

教育内容

家庭と職場のつながり	健康を確保するための防護設備(装置)	交通安全
仕事と安全のつながり	感電	事故が起きたら
ケガはどうして起こるか	正しい作業行動	救急処置
安全のルール	運搬中のケガ	疲労と休養
仕事と健康のつながり	正しい物の運び方	健康診断
病気はどうして起こるか	手工具	病気に対する注意
衛生のルール	火災の防止	VDT作業
作業に対する心得	危険物	心とからだの健康づくり(THP)
作業服装	有害物の取扱い	健康づくりの運動(ウォーキング)
保護具	安全衛生標識	食生活と健康
通行	危険有害場所への立ち入り	メンタルヘルス
整理整頓	危険予知訓練(KYT)のすすめ	
安全装置		

危険予知訓練(KYT)実習

講師 元東大阪労働基準監督署長

前中災防大阪安全衛生教育センター

トータルコンサル&カウンセル

大阪労働局

講師

代表

労働災害防止指導員

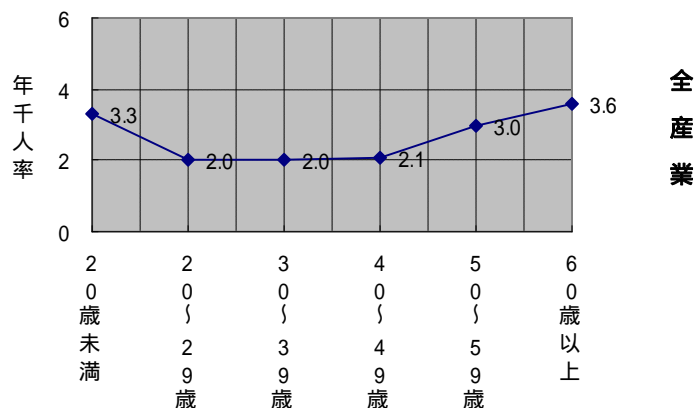
谷口恒夫氏

戸梶純司氏

<参考>

(図)

年齢別年千人率(休業4日以上) (平成18年)



資料出所：総務省統計局「労働力調査」
厚生労働省「労働者死傷病報告」)

(労働安全衛生法(抄))

第59条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2～3(略)